

# 明日香村土地改良関係特定事業補助率等差額金交付要綱

昭和 58 年 7 月 26 日付 58 構改 A 第 928 号  
最終改正 令和 3 年 3 月 31 日付 2 農振第 2833 号

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

- 第 1 明日香村が行う明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号、以下「明日香村特別措置法」という。）第 5 条第 1 項の特定事業のうち土地改良に関するもの（以下「土地改良関係特定事業」という。）について同項の規定により国が負担する通常の負担割合（以下「通常負担割合」という。）を超えてその経費を負担することとなる場合におけるその超える部分の額（以下「補助率等差額金」という。）の交付に関しては、明日香村特別措置法、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令 156 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第 2 第 1 の土地改良関係特定事業は、別表に掲げる科目に関する事業とする。
- 第 3 奈良県知事が適正化法第 5 条の規定に基づき補助率等差額金の交付の申請をしようとする場合は、近畿農政局長が定める期日までに申請書（別記様式 1）に補助率等差額金明細書（別記様式 2）、補助率等差額金算定明細書（別記様式 3）及び分担金徴収条例を添えて近畿農政局長に提出しなければならない。



別記様式 3

年補助率等差額金算定明細書

区 分	国庫負担率 引上げ前後 の区分	事業費 確定額	国	県	村	その他	摘 要
			補助金等 負担率	県 費 負担率	分担金 負担率	分担金 負担率	
〇〇〇事業	引上げ前 (A)						
〇〇〇事業	引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用事業	引上げ前 (A)						
適用事業	引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用外事業							
〇〇地区							
適用事業	引上げ前 (A)						
適用事業	引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用外事業							
〇〇地区							
以下同上							
計	引上げ前 (A)						
計	引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	
適用事業	引上げ前 (A)						
適用外事業	引上げ後 (B)		( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	

- (注) 1 区分の欄は、別表に掲げる適用事業（目の細分）ごと（事業の一部が適用事業とされている事業についてはその事業）に記載すること。
- 2 引上げ前（A）の項には、この要領に基づく措置をする以前における通常の各欄の当該金額又は率を記載すること。
- 3 「国」の「負担率」の欄の（ ）には、2により記載した通常の率に明日香村特別措置法第5条第1号により定める数を乗じて得た率を記載し、それ以外の欄の（ ）にはこれに基づき所要の調整をした当該金額又は率を記載すること。
- 4 「引上げ後（B）」の項には、3により記載した「村」の「負担率」と「その他」の「負担率」の欄の適用事業（事業の一部が対象事業とされている事業についてはその事業）における（ ）の数値（以下「改訂負担率」という。）の合算した率が20%以上であるときは3により記載した各欄の当該金額又は率を記載し、改訂負担率が20%未満であるときは「村」の「負担率」と「その他」の「負担率」の合算した率を20%とし、これに基づいて所要の調整をして各欄の該当金額又は率を記載すること。

## 別表

項	目	目の細分	備考
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金		農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知)に掲げる第2の1の(2)の①のア農業農村基盤整備事業のうち、(コ)農業集落排水事業及び(シ)中山間地域総合整備事業(農業用排水、農道の整備、区画整理、農用地の造成、農用地の保全又は利用上必要な施設整備及び暗渠排水の整備に限る。)並びに別紙6-1のうち運用別紙1のⅡため池等整備事業に限る。
農山漁村活性化対策費	農山漁村活性化対策整備交付金		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)別表の事業名の欄に掲げる基盤整備であつて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知)別表の1の事業名の欄に掲げる基盤整備のうち、事業メニュー欄の①農業用排水施設、②農業用道路、⑤区画整理及び⑨土地改良施設保全に該当するものに限る。

## 附則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。